

報第 2 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、酒田市税条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 20 号）の制定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 4 月 22 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により酒田市税条例の一部改正について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

専第 2 号

酒田市税条例の一部改正について

酒田市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市税条例の一部改正について

酒田市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市税条例の一部を改正する条例

酒田市税条例（平成 1 7 年条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 1 条の 9 第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 8 2 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 8 2 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が
4. 0 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円

第 8 9 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 8 2 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 9 0 条第 2 項中「身体障がい者又は」を「身体障がい者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために

必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第19項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の酒田市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報第 3 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、酒田市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和7年条例第21号）の制定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月22日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により酒田市都市計画税条例の一部改正について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第 3 号

酒田市都市計画税条例の一部改正について

酒田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市都市計画税条例の一部改正について

酒田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市都市計画税条例の一部を改正する条例

酒田市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改める。

附則第 1 6 項中「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」を「第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の酒田市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報第 4 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 4 月 22 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

（提案理由）

消防団車両運転中の事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

専第 4 号

損害賠償の額の決定について

令和6年12月29日に酒田市北俣字石鉢山地内で発生した消防団車両運転中の事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月9日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被害状況	損害賠償金額
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 (車両)	酒田市北俣字石鉢山 〇〇〇〇	前面バンパー損傷	11,948円

議第 5 4 号

酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

酒田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 4 月 2 2 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

酒田市国民健康保険税条例（平成 1 7 年条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万 5, 0 0 0 円」を「3 0 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5, 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の酒田市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

- 2 新条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得基準の見直しを行うため、所要の改正を行うものである。

議第 5 5 号

物品の取得について

本市は、業務用パソコン等を更新するため、下記のとおり取得するものとする。

令和 7 年 4 月 2 2 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 業務用パソコン等の購入 |
| 2 | 取得物品 | 業務用パソコン 282 台
オフィスライセンス 18 本 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付き一般競争入札による取得 |
| 4 | 取得の金額 | 4, 6 5 7 万 8, 9 5 0 円 |
| 5 | 取得の相手方 | 酒田市京田二丁目 6 9 番 8 号
株式会社管理システム
代表取締役 今 野 修 |

(提案理由)

業務用パソコン等を更新し取得するため、議会の議決を求めるものである。